

事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月
 【主管課・室】 廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室
 【評価責任者】 リサイクル推進室長 藤井 康弘

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 6 - (2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進
施策の概要	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法等の円滑な施行を図るとともに、各分野におけるリサイクルの推進を図る。
予算額	902,493 千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。
達成状況	各リサイクル制度については、おおむね順調にリサイクルの推進が図られている。 平成16年度は3カ所のエコタウン事業を認定し（合計23カ所）、リサイクル施設1カ所について支援を行い、先進的な環境調和型のまちづくりが推進された。

下位目標1	容器包装のリサイクルを推進する。				
指標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H19年度
容器包装リサイクル法による分別実施市町村数及び分別収集量	下表のとおり				下表のとおり
達成状況	おおむね順調にリサイクルの推進が図られている。				

表 分別収集実施市町村数及び分別収集量

(単位：市町村数。カッコ内は全市町村数に対する割合。)

指 標	H13年度	H14年度	H15年度		H19年度
【実施市町村数】				目標値	
無色のガラス製容器	2,725	2,795	2,911		3,169 (97.8%)
茶色のガラス製容器	2,737	2,807	2,922		3,169 (97.8%)
その他のガラス製容器	2,706	2,740	2,872		3,154 (97.3%)
紙製容器包装	404	525	748		1,916 (59.1%)
ペットボトル	2,617	2,747	2,891		3,132 (96.6%)
プラスチック製容器包装	1,121	1,306	1,685		2,666 (82.3%)
鋼製容器包装	3,104	3,123	3,116		3,226 (99.5%)
アルミニウム製容器包装	3,112	3,130	3,108		3,227 (99.6%)
段ボール	1,942	2,105	2,446		2,942 (90.8%)
飲料用紙製容器	1,756	1,849	2,031		2,731 (84.3%)

(単位：千トン)

指 標	H13年度	H14年度	H15年度		H19年度
【分別収集量】				目標値	
無色のガラス製容器	355	349	357		467
茶色のガラス製容器	312	304	310		401
その他のガラス製容器	162	164	165		214
紙製容器包装	50	58	77		222
ペットボトル	162	188	212		273
プラスチック製容器包装	197	283	402		922
鋼製容器包装	461	420	394		535
アルミニウム製容器包装	141	146	139		187
段ボール	449	503	554		715
飲料用紙製容器	13	16	17		31

下位目標2 特定家庭用機器のリサイクルを推進する。							
指 標		H13年度	H14年度	H15年度	目標値	各年度	
家電リサイクル法における再商品化率(%)	家庭用エアコン	78	78	81		目標値	60
	テレビ	73	75	78			55
	冷蔵庫	59	61	63			50
	洗濯機	56	60	65			50
達成状況	おおむね順調にリサイクルの推進が図られている。						

下位目標3 食品循環資源のリサイクルを推進する。							
指 標		H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H18年度	
食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率(%)	食品産業計	37	40	45		目標値	20
	食品製造業	60	66	71			(H13年度の時点で達成している事業者にとっては、現状の維持向上)
	食品卸売業	32	36	46			
	食品小売業	23	25	26			
	外食産業	14	12	19			
達成状況	おおむね順調にリサイクルの推進が図られている。						

下位目標4 建設資材のリサイクルを推進する。							
指 標		H 7年度	H12年度	H14年度	目標値	H22年度	
特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	コンクリート塊	65	96	98		目標値	95
	アスファルト・コンクリート塊	81	98	99			95
	建設発生木材	40	83	89			95
達成状況	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、目標値を達成している。						

下位目標5 パソコン、小形二次電池のリサイクルを推進する。							
指 標		H13年度	H14年度	H15年度	目標値	各年度	
資源有効利用促進法におけるパソコン、小形二次電池の	[パソコン]	事業系のみ	事業系のみ			目標値	各年度
	デスクトップ	73.7	75.1	77.5			50
	ノートブック	38.7	43.8	48.7			20
	ブラウン管式表示装置	66.2	66.7	70.9			55
	液晶式表示装置	72.9	63.0	63.4	55		

自主回収・再資源化率 (%)	[小形二次電池]				各年度
	ニカド電池	70.9	72.3	73.5	60
	ニッケル電池	69.0	80.0	77.6	55
	リチウムイオン電池	52.7	53.8	56.1	30
	小形シール鉛蓄電池	50.0	50.0	50.0	50
達成状況	すべての製品区分について、目標値を達成している。				

下位目標6	廃自動車等のリサイクルを推進する。				
指 標		H - 年度	H - 年度	目標値	H27年度
自動車リサイクル法における再資源化率 (%)	自動車破碎残さ			目標値	70%
	ガス発生器				85% (各年度)
達成状況	使用済自動車の再資源化等に関する法律が平成17年 1月に本格施行されたところであり、未集計である。				

評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>廃棄物の排出量が高水準で推移し、最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の構築が求められてきた。</p> <p>こういった状況を背景に、各種リサイクル法が順次制定、施行され、最終処分量の削減など一定の成果が出ているところである。</p> <p>ゴミゼロ型地域社会づくりが国として取り組むべき重要な政策課題となっている中で、都道府県等がエコタウンの事業計画の策定等を通じて実施する先進的・先駆的なリサイクル等の廃棄物処理体制の整備に向けた取組について支援することは、こうした取組を他の地域のモデルとして示すことにより、全国的なゴミゼロ型地域社会の形成に向けた取組の拡大をもたらすものとして大きな意義を有するものである。</p>
-----	---

【有効性】(達成された効果等)

目標(エコタウン事業)

<認定実績>

- ・平成16年度は、新たに岩手県釜石市、愛知県及び三重県鈴鹿市について、エコタウン事業計画の承認が行われた(合計23カ所)。

<補助事業等>

- ・平成16年度は、千葉県(塩化ビニル樹脂リサイクル事業)に7.5億円の補助が行われた。
- ・これにより、事業の目的である先進的な環境調和型のまちづくりが推進され、今後全国の模範となるリサイクル事業が展開されることとなった。

下位目標1(容器包装リサイクル法)

<分別収集、再商品化の実績等>

- ・容器包装リサイクル法については、平成9年4月からペットボトル等を対象として一部が施行されていたが、平成12年4月から紙製容器包装、プラスチック製容器包装等を対象に追加し、全面的に施行された。
- ・容器包装リサイクル法の施行に伴い、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では平成9年度の約125万トンから平成14年度には約243万トン、平成15年度は263万トンと増加している。
- ・個々の特定事業者においては、容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品にしたりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んできており、一定の効果が上がっているものと考えられる。

下位目標2(家電リサイクル法)

<再商品化実績等>

- ・平成15年度に全国の指定引取場所が引き取った廃家電は1,046万台(前年度比3%増)、全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は1,051万台(同3%増)であり、法施行3年目も全体的に順調に推移した。
- ・リサイクル率については政令に定められた基準を超えてリサイクルが実施された。

下位目標3(食品リサイクル法)

- ・平成16年度は再生利用事業者を19件登録し、平成16年度末現在56事業者が登録を受けており、今後着実な食品リサイクルの推進が見込まれる。
- ・民間事業者による食品リサイクルへの関心が高まり、肥料、飼料化の事業化を始めメタンガス等の新たな技術の進展も見込まれている。
- ・公的機関の庁舎内食堂等における食品リサイクルについても、平成16年度新たに経済産業省等において開始され、改築中の庁舎を除き、すべての中央省庁で取り組まれているところである。

下位目標4（建設リサイクル法）

- ・建設リサイクル法は、建設廃棄物の効果的かつ効率的なリサイクルの推進等を図るため、平成12年 5月に制定され、平成14年 5月より完全施行されている。
- ・分別解体及びリサイクルの適正な実施のために5月と10月に全国一斉パトロールを行う等、法の遵守の徹底及び不適正な事業者への行政指導を行った（都道府県等による解体工事業者への再資源化等に関する助言・勧告件数：300件（平成16年 4月～平成16年12月））。
- ・解体工事業者登録数については、平成16年 9月現在で7,263社となっている。

下位目標5（資源有効利用促進法）

< パソコン、小形二次電池の認定状況等 >

- ・平成13年度より事業系パソコン及び二次電池については、製造事業者等が策定する自主回収及び再資源化のスキームを国が認定することにより、リサイクルがなされることとなった。また、平成15年10月からは、家庭系パソコンについても自主回収及び再資源化が開始された。
- ・使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化認定状況は、平成16年度末現在、パソコン20社、小形二次電池178社となっている。

下位目標6（自動車リサイクル法）

- ・使用済自動車のリサイクルに関しては、最終処分場のひっ迫により自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が生じていること、また、従来のリサイクルシステムが機能不全に陥り、不法投棄等の不適正処理の懸念が生じていることから、自動車製造業者を始めとする関係者に適切な役割分担を義務付ける等により新たなリサイクル制度を構築するための法的枠組みが必要とされてきた。
- ・このため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が、平成14年 7月12日に公布され、平成17年 1月 1日に本格施行されたところである。
- ・法律に基づくりサイクルシステムの円滑な実施を確保するため、関係事業者向けに全国で説明会を実施するとともに、一般ユーザーへの広報活動を行った。
- ・平成27年に使用済自動車のリサイクル率を95%以上とするため、ASR（Automobile Shredder Residue 自動車破碎残さ）のリサイクル率を平成27年までに段階的に、30%、50%、70%に引き上げることが定められ、それに向けた自動車のリサイクルが始まったところである。

	<p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>各種リサイクル制度の適正な施行のため、環境省が実施している施策は、各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等というソフト面における施策の推進を通じて、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進を図ろうとするものである。</p> <p>施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさを有しており、期待される効果は大きなものと考えられる。</p> <p>これらの各リサイクル法の円滑な施行により、民間事業者によるリサイクル事業が進捗し、ひいては循環型社会の形成により、環境への負荷の低減が期待される。</p> <p>一方、エコタウン事業については、都道府県等による先進的なリサイクル等の廃棄物処理体制の整備を目指す取組に対し、直接的な支援を行うことにより、他の地域のモデルとなるゴミゼロ型地域社会づくりの取組を確実に提示することが可能となる。</p> <p>民間事業者によるリサイクル施設の整備については、税制、融資等の支援措置も整備されているところであるが、先進的・先駆的な取組については、さらなる初期投資の低減を図ることにより、円滑な事業実施が可能となり、有効なモデルの提示が可能となる。</p> <p>< 目標に対する総合的な評価 ></p> <p>各リサイクル制度は、おおむね順調にリサイクルの推進が図られている。全国の規範となるリサイクル事業が展開されることとなり、先進的な環境調和型のまちづくりに向けた着実な進展がみられた。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>エコタウン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成の推進を図るものとして、今後とも都道府県等の事業計画の承認及び、廃棄物・リサイクル施設整備の支援を図っていく必要がある。 <p>容器包装リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法は、施行(平成 7年12月)後10年を経過した場合において、一部規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。これを踏まえ、平成16年 7月21日から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において制度の評価・検討が開始されたところであり、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <p>家電リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き法律の円滑な施行を図るとともに、制度のより円滑な施行を図る

上で必要となる方策について検討するため、関係者における費用負担の状況、より質の高いリサイクルの手法、対象品目選定の考え方について把握していく必要がある。

食品リサイクル法

- ・法に規定している再生利用事業者の登録制度及び再生利用事業計画の認定制度の普及等を図ることにより、民間事業者による食品リサイクルの一層の推進を図る必要がある。
- ・特に、食品リサイクルの現状を把握し、廃棄物処理法との整合性を図りつつ、推進方策を検討する必要がある。

建設リサイクル法

- ・建設リサイクル法に規定されている分別解体や再資源化等の実施について、国土交通省や都道府県などの関係機関との連携のもと、国民の理解を得ながら円滑な施行を図る。
- ・再資源化施設や最新技術の動向把握に努めることにより、さらなる再資源化の促進を図る必要がある。

自動車リサイクル法

- ・各関係者間の使用済自動車の引取り及び引渡し並びに自動車破碎残さ、ガス発生器及びフロン類のリサイクル（又は破壊）の状況を把握し、使用済自動車の確実なりサイクル等の適正処理を図っていく必要がある。

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	循環型社会の実現を図るため、個別リサイクル法の一層の充実を図っていく。

特記事項

- ・下位目標2の目標値（冷蔵庫及び洗濯機の再商品化率）を修正。
（理由）昨年度の事後評価シートでは、記載ミスにより法定の目標値と異なる数値が記載されていたため修正した。
- ・下位目標3の実績値を記入し、目標値に「（H13年度の時点で達成している事業者にあつては、現状の維持向上）」を追加。
（理由）実績値については、統計データが整備がされたため過去のデータを含め今回新たに数値を示した。また、平成13年度の時点で既に20%以上の再生利用等の実施率を達成している事業者については、基本方針に沿った目標設定とした。

- ・下位目標5の指標を「事業系パソコン」から「パソコン」に修正。
(理由)平成15年10月より、家庭系パソコンについても製造等事業者による自主回収及び再資源化の開始並びに実績の公表がなされたため、事業系パソコンと合わせた指標とした。
- ・下位目標5の目標年度を「平成15年度」から「各年度」に修正。
(理由)当該目標値は、評価を行う当該年度のみでなく、引き続き各年度においても達成されるべきものであるため修正を行った。

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 6 - (2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進	
施策共通の主な政策手段等	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、資源有効利用促進法	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
ア．個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)の施行 (下位目標1～6)	<ul style="list-style-type: none"> ・各リサイクル法の適正な施行を図ること等による、循環資源の適正な循環的な利用の推進。 ・各リサイクル制度の実施に伴う所要の調査の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装ライフ・サイクル・アセスメント事業 (38百万円) ・リサイクル制度の体系化・高度化推進事業 (39百万円)
イ．各種リサイクルに関する情報収集、調査及び検討の実施 (下位目標1～6)	<ul style="list-style-type: none"> ・各リサイクル法に関する情報収集システムの構築を図ることによる、今後の情報収集への活用。 ・地方公共団体がリサイクルに取り組むための各事業に対する支援の実施。 	
ウ．先進的なリサイクル施設への支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・エコタウン事業の実施を図ることにより、先進的な環境調和型のまちづくりを推進し、循環型社会の形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> エコタウン事業の承認及び承認地域に対する補助金の交付等 ・ゴミゼロ型社会形成推進施設整備費 (750百万円)

(施策名) -6-(2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進 (下位目標2)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 家電リサイクル法における再商品化率	%	家庭用エアコン 81 テレビ 78 冷蔵庫 63 洗濯機 65 (H15年度)	家庭用エアコン 60 テレビ 55 冷蔵庫 50 洗濯機 50 (各年度)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>部品または原材料として自ら再利用したり、部品または原材料として再利用する者に有償又は無償で譲渡されたものの総重量の、再商品化処理を行った廃家電の総重量に対する割合。</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットにて公開)</p> <p>家電メーカー各社による家電リサイクル法のリサイクル実績の公表(平成16年5月公表)</p>	特記事項(外部要因の影響など)		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>特定家庭用機器再商品化法施行令第4条</p>			

(施策名) -6-(2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進 (下位目標3)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率	%	食品産業計 45 食品製造業71 食品卸売業46 食品小売業26 外食産業 19 (H15年度)	20 (H13年度の時点で達成している事業者にとっては、現状の維持向上) (H18年度)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>各食品関連事業者における平成18年度における再生利用(減量含む)が20%以上であること。</p> <p>算出式 = $\frac{\text{平成18年度発生抑制量} + \text{平成18年度再生利用量} + \text{平成18年度減少量}}{\text{平成18年度発生抑制量} + \text{平成18年度食品廃棄物発生量}}$</p>			

<p>評価に用いた資料(インターネットにて公開)</p> <p>食品廃棄物の現状(平成16年食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成16年10月公表)より農林水産省計算・公表)</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p> <p>目標値は個々の食品関連事業者において達成されるべきものであり、食品産業全体又はそれぞれの業種において目標値を超えたとしても、必ずしもすべての事業者において当該目標値が達成されたとは限らないことに留意する必要がある。</p>
<p>目標値設定の根拠</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成13年5月公表)</p>	

<p>(施策名) -6-(2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進 (下位目標4)</p>	<p>単位</p>	<p>現況値 (時点)</p>	<p>目標値 (目標年次)</p>
<p>(指標名) 特定建設資材の再資源化等の実施率</p>	<p>%</p>	<p>コンクリート塊 98 建設発生木材 89 アスファルト・コンクリート塊 99 (H14年度)</p>	<p>左の3品目共 95 (H22年度)</p>
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊の再資源化等率(工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率)</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットにて公開)</p> <p>平成14年度建設副産物実態調査 (国土交通省実施)</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p>		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針 (平成13年1月公表)</p>			

<p>(施策名) -6-(2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進 (下位目標5)</p>	<p>単位</p>	<p>現況値 (時点)</p>	<p>目標値 (目標年次)</p>
---	-----------	---------------------	-----------------------

<p>(指標名)</p> <p>資源有効利用促進法におけるパソコン、小形二次電池の自主回収・再資源化率</p>	<p>%</p>	<p>・パソコン</p> <p>デスクトップ 77.5</p> <p>ノートブック 48.7</p> <p>ブラウン管式表示装置 70.9</p> <p>液晶式表示装置 63.4</p> <p>・小形二次電池</p> <p>ニカド電池 73.5</p> <p>ニッケル水素電池 77.6</p> <p>リチウムイオン電池 56.1</p> <p>小形シール鉛蓄電池 50.0</p> <p>(H15年度)</p>	<p>・パソコン</p> <p>デスクトップ 50</p> <p>ノートブック 20</p> <p>ブラウン管式表示装置 55</p> <p>液晶式表示装置 55</p> <p>・小形二次電池</p> <p>ニカド電池 60</p> <p>ニッケル水素電池 55</p> <p>リチウムイオン電池 30</p> <p>小形シール鉛蓄電池 50</p> <p>(各年度)</p>
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>・パソコン 再生部品及び再生資源として利用されたものの総重量の、再資源化処理を行った使用済みパソコンの総重量に対する割合</p> <p>・小形二次電池 再生資源として利用されたものの総重量の、再資源化処理を行った使用済み小形二次電池の総重量に対する割合</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットにて公開)</p> <p>資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p>		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>・パソコン パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済みパーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条</p> <p>・小型二次電池 密閉型蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉型蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済み密閉型蓄電池の自</p>			

主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条

(施策名) -6-(2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進 (下位目標6)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 自動車リサイクル法における再資源化率			
自動車破碎残さ	%		70 (H27年度)
ガス発生器			85 (各年度)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>自動車破碎残さ: 年度区分に応じて次の算式により算出した割合が平成17年度から平成21年度までの各年度が100分の30、平成22年度から平成26年度までの各年度が100分の50、平成27年度以降の各年度が100分の70以上であること。</p> <p>算式 = (A + B) / (C + D)</p> <p>A: 当該年度において主務大臣が定めた基準に適合する施設(基準適合施設)に投入された自動車破碎残さの総重量から当該基準適合施設において生じた廃棄物のうち当該自動車破碎残さに係るものの総重量を減じて得た重量</p> <p>B: 当該年度において法第31条第1項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された自動車破碎残さの総重量から当該解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者の施設において生じた廃棄物のうち当該解体自動車に係るものを減じて得た重量</p> <p>C: 当該年度において引き取った自動車破碎残さの総重量</p> <p>D: 当該年度において法第31条第1項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された自動車破碎残さの総重量</p> <p>ガス発生器: 当該年度において引き取ったガス発生器のうちその全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にしたものの総重量の当該ガス発生器の総重量に対する割合が100分の85以上であること。</p>			
評価に用いた資料	特記事項(外部要因の影響など)		
-			
目標値設定の根拠 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第26条			